黒部市子育てガイド制作・発行業務実施要項

この要領は、黒部市（以下「本市」という。）内の妊婦又は子育て中の保護者等を対象に配布する、本市の子育てに関する行政サービス等に関する内容を掲載した「黒部市子育てガイド」（以下「子育てガイド」という。）を発行するにあたり、ガイドブックに広告を掲載し、本市へ無償で提供する民間事業者をより公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めるものとする。なお、この事業については、企画、編集、印刷等のガイドブック作成に係るすべての経費を黒部市が負担することなく発行するものである。

１　業務概要

（１）業務名

黒部市子育てガイド制作・発行業務

（２）業務内容

別紙「黒部市子育てガイド制作・発行業務仕様書」参照

（３）履行期限

協定締結日から令和 10 年末まで

子育てガイドの発行は５月から７月の間とし、例年軽微な内容の修正あり。

（４）費用負担

広告収入で作成し、無償提供とする。

（５）広告について

広告主、広告取扱者、広告内容の基準、広告掲載の承諾については、「黒部市広告掲載要綱」及び「黒部市広告掲載基準」の規定によるものとする。また、掲載できる広告は子育てに関する次の項目に限定し、ア、イを優先的に掲載すること。

ア　教育・保育関係

イ　医療機関等

ウ　子育て関連企業等（こども支援課と協議すること）

２　参加資格

（１）地方自治体施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項各号のいずれかに該当しないものであること。

（２）黒部市子育てガイド制作・発行業務業者選定委員会委員と利害関係を有しないこと。

（３）黒部市入札参加資格停止措置要綱（平成 24 年４月１日施行）による指名停止措置の期間が含まれていないこと。

（４）本市が行う契約からの暴力団排除条例（平成 24 年３月 22 日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。

（５）本業務に類似した実績を有すること

３　日程及び事務手続き

（１）業務説明資料

ア　交付期間

令和７年 12 月 10 日（水）午前９時から

令和８年　１月 15 日（木）午後５時まで

イ　交付場所及び方法

市民福祉部こども支援課において直接交付します。又は、市ホームページからダウンロードいただくことで交付します。

（２）質問書

指定した期間内に「質問書（様式１）」を電子メールにて提出すること。

※上記以外の方法による問い合わせには、応じかねますのでご了承ください。

ア　受付期間

令和７年 12 月 10 日（水）午前９時から

令和７年 12 月 17 日（水）午後５時まで（必着）

イ　受付場所

e-mail　kodomoshien@city.kurobe.lg.jp

ウ　回答方法

回答は質問者に対して、電子メールで行います。また、質問者の法人名を伏せたうえで、黒部市ホームページで公表します。

（３）提案書

ア　受付期間

令和７年 12 月 10 日（水）午前９時から

令和８年　１月 15 日（木）午後５時まで（必着）

イ　受付場所及び方法

市民福祉部こども支援課への持参または郵送により受け付けます。

※　持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日又は祝日を除く日の午前９時から午後５時までとします。

※　郵送の場合は令和８年　１月 15 日（木）を必着とし、一般書留又は簡易書留にて送付してください。

ウ　提出書類

６部（正本１部、副本５部）

(ｱ) 参加表明書（様式２）

（ｲ）同種・類似業務の実績調書（様式３）

※自治体への印刷物無償提供の実績等を記載すること。

（ｳ）提案書（任意様式）

製本してＡ５判とし、表紙（様式４）をつけてください。Ａ４判による折込ページの挿入は可とします。

提案書と見本は分けて制作してください。

提案書は制作する子育てガイドの構成が分かる内容とし、下記の事項を漏れなく記載すること。また、一連のページ番号を付すること。

a　企業概要
b　冊子の企画・コンセプト
c　編集力・ページ構成・ページ数
d　事業者が企画する記事（育児情報、特集ページ等）
e　制作・発行工程表
f　広告の方法（作成、掲載方法、広告の割合等）
g　広告の募集（募集方法、審査体制、問い合わせ対応等）
h　該当業務の実施体制（Ａ４判（両面可）１枚程度）
i　納品方法（納品場所、時期、運送方法等）
j　緊急時対応
k　その他独自提案、工夫、アピールしたい事項

※黒部市子育て応援サイト「すこやかくろべっ子」、アプリ「すこやかくろべっ子アプリ by 母子モ」に関する提案は、k に記載すること。

(ｴ) 見本

a　表紙を含めた見開き５枚程度
b　上記アを簡易的に製本したもの。
※　文面、イラスト、（ｳ）提案書 d で提案する記事も含めること。
※　a、b いずれも提出すること。

(ｵ) その他

下記２点を提出すること。
a　納税証明書（国税、県税、市税）※発行日が申請日から３か月以内のもの
b　財務諸表　※直近２ヵ年度分

（４）一次審査

参加希望者が５者以上の場合は、提案書をもとに一次審査を実施します。ヒアリングには、一次審査通過者が参加します。一次審査の評価基準・項目・配点は別添のとおりです。

（５）ヒアリング

提出された提案書をもとに、選定委員会によるヒアリングを実施します。

ア　実施日時

令和８年　１月 22 日（木）

イ　実施方法

３０分以内（プレゼンテーション２０分、質疑応答１０分）

ウ　留意点

プレゼンテーションの際は、自らの名称を明らかにしないこと。

説明用にパソコンが必要な場合は、提案事業者で準備すること。（スクリーン等は市で準備します。）

説明印を含む出席者は、提案事業者１者につき３名までとします。

（６）選定方法・結果の通知

ア　選定委員会の設置

黒部市子育てガイド作成・発行業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置し、選定を行う。

イ　受託候補者の選定方法

選定委員会を開催し、提出書類、ヒアリング及び質疑応答による審査を行い評価します。評価基準・項目・配点は別添のとおりです。

ウ　最低選定基準点

合計 300 点のうち 180 点

エ　結果通知

選定委員会の評価結果については、提案事業者すべてに選定結果を文章で通知します。

実施結果については、結果通知後に参加者の名称を黒部市ホームページで公表します。参加者が２者以下であった場合、各参加者の得点が公表されますのでご留意ください。なお、評価値を算出するための計算式は公開しないものとし、結果に対する異議は一切受け付けない。

４　提案者が１者の場合等の取扱い

（１）提案者が１者の場合のみの場合も審査を実施し、審査の結果、基準点を満たす場合は、該当提供者を広告付物品提供候補者とする

（２）（１）で基準点を満たさない場合、提案者が２者以上で基準点を満たす提案者が

１者もいない場合又は提案者がいない場合は、再度募集を実施する。

5　選定委員会委員職氏名

委員長	市民福祉部長	福澤　祐子
委　員	こども支援課長	高野　正規
委　員	こども支援課主幹	山口　真須美

6　失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することはできません。

（１）参加資格要件を満たしていない場合

（２）提出書類に虚偽又は不正があった場合

（３）委員に対して、直接、間接を問わず恋に接触を求めた場合

（４）他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

（５）実施要領の内容を遵守しない場合

（６）その他選定委員会が不適合と認める場合。

7　その他

（１）提案者は、実施要項等を熟読し、それらを遵守すること。

（２）提案者は、実施要項等の内容及び決定内容について、不明又錯誤等を理由に異議を申し出ることはできない。

（３）提案書等の作成及び提案に係る費用は、参加者の負担とします。

（４）受託候補者となった者が提出した書類は返却しません。

（５）提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。

担　当　市民福祉部こども支援課家庭支援係
電　話　０７６５－５４－２５７７（直通）
ＦＡＸ　０７６５－５４－４１１５